

# 事業主向け助成金

人材確保や育成に国の助成金制度を活用しませんか。

## 通年雇用助成金〔賃金助成 一人当たり最高71万円（新規継続労働者の場合）〕

申請の対象となる場合は以下の通りです。

（令和5年4月現在）

### 指定地域内で指定業種に属する事業主

- 1 季節労働者（※1）を対象期間（※2）中、同一の事業所で就業させた場合で、対象労働者を対象期間経過後の同年12月15日まで継続して雇用することが見込まれる場合
- 2 季節労働者（※1）を対象期間（※2）中、他の事業所で配置転換・労働者派遣・在籍出向により就業させ、冬期間も継続雇用した場合で、対象労働者を対象期間経過後の同年12月15日まで継続して雇用することが見込まれる場合
- 3 季節労働者（※1）を冬期間も継続して雇用し、期間中一時的に休業（※3）させ、休業手当を支払った場合
- 4 季節労働者（※1）を季節的業務以外の業務に転換し、対象期間（※2）経過後の同年12月15日まで継続して雇用することが見込まれる場合
- 5 冬期間継続雇用している季節労働者（※1）に、対象期間（※2）中に対象となる職業訓練を実施した場合
- 6 季節労働者（※1）を通年雇用するために新たに新分野（指定業種以外の業種）の事業所設置、整備した場合

### 指定地域内で指定業種以外に属する事業主

- 7 季節労働者（※1）を試行（トライアル）雇用終了後、引き続き常用雇用として雇い入れた場合（季節トライアル雇用（指定業種以外に属する事業主）に限ります。）

（※1）9月16日以前から雇用され、翌年1月31日において雇用保険の特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる者

（※2）12月16日～翌年3月15日

（※3）12月16日から翌年1月15日の賃金締切日の翌日から、4か月後の賃金締切日までの間に、対象労働者を所定労働日の全日にわたり休業させた日について、休業手当の支払をしている休業日が対象となります。

## 建設事業主に対する助成金

## 建設事業主向け助成コース

建設労働者の雇用の改善や技能の向上を図る取り組みを（賃金を支払って）行った中小建設事業主に対して、経費や賃金の一部が助成される制度で、以下のコースがあります。

### ■トライアル雇用助成金

（令和5年4月現在）

若年・女性建設労働者トライアルコース	35歳未満や女性を対象として試行雇用を行った場合	一人あたり4万円/月×3か月 （トライアル雇用助成金の上乗せ）
--------------------	--------------------------	------------------------------------

### ■人材確保等支援助成金

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）	若年者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合	中小建設事業主 対象の経費の3/5（3/20） 中小建設事業主以外 対象の経費の9/20（3/20） など
作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）	作業員宿舎等の整備（被災三県のみ）や、女性専用の作業員施設を整備した場合	作業員宿舎等の整備 対象の経費の2/3 女性専用作業員施設 対象の経費の3/5（3/20） など

### ■人材開発支援助成金

建設労働者認定訓練コース	認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合	経費助成 対象の経費の1/6
	建設労働者に対して認定訓練を受講させた場合	賃金助成 3,800円/人日（1,000円/人日）
建設労働者技能実習コース	若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合	中小建設事業主（20人以下） 経費助成3/4（3/20） 賃金助成8,550円/人日（2,000円/人日） 中小建設事業主（21人以上） 経費助成7/10（3/20） 賃金助成7,600円/人日（1,750円/人日） など

※〈 〉は賃金要件（人確金、人開金）または資格等手当要件（人開金のみ）を満たした場合の増額分です。助成額は100円未満切り捨てとなります。

上記助成金は、対象となる事業主等に要件があり、事前の手続きが必要となります。詳しくは下記にお問い合わせください。

通年雇用助成金・・・地域を管轄するハローワーク			建設事業主に対する助成金
ハローワーク札幌	ハローワーク札幌東	ハローワーク札幌北	北海道労働局職業対策課
011-562-0101	011-853-0101	011-743-8609	011-738-1043